

財形年金預金

平成26年1月6日現在適用中

1. 商品名	財形形成年金預金
2. ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・当行と財産形成年金預金の取扱契約を締結した事業所に雇用される勤労者の方で、財産形成年金預金契約時に満55歳未満の方 ・おひとり1契約で、1金融機関に限ります。
3. 預入期間	<ul style="list-style-type: none"> ・積立期間は5年以上で年1回以上預入れが必要です。 ・年金受取開始日までに最終預入日から6か月以上5年以内の据置期間が必要です。
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<p>事業主が勤労者に支払う給与（含賞与）から天引きして預入します。</p> <p>100円以上 1円単位</p>
5. 払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> ・積立期間および据置期間内での払戻しはできません。 ・年金受取開始日（満60歳に達した日以降のご指定いただいた日）から、5年以上20年以内の期間にわたり、3か月毎にご指定の口座にご入金します。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 課税	<p>預入れの都度、原則として期日指定定期預金で運用し、預入時の店頭表示金利を期日まで適用します。（最終預入日までの期間により、一部は自由金利型定期預金（M型）で運用します。）</p> <p>個々の期日指定定期預金毎に満期日に一括して支払い、元利合計額を1口の定期預金として継続します。</p> <p>付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算（円未満切捨て）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財産形成住宅預金と合算で元金（継続時に元金に組入れた利息を含みます。）合計550万円を限度として非課税とすることができます。 ・上記非課税額を超える場合は、元本全額の利子について20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%）となります。
7. 手数料	—
8. 付加できる特約事項	—
9. 中途解約時の取扱い （目的外引出し）	<ul style="list-style-type: none"> ・財形年金預金は、原則として、年金以外の目的でのお引き出しはできません。 ・年金としての受取以外の目的でお引き出しされる場合は、過去5年間に支払われた利息及び解約時の利息が課税されます。
10. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後の利息は、解約日における普通預金金利により計算します。 ・1年に1回以上の預入れがない場合等、財産形成年金預金の要件を満たさない事態が発生した場合は、非課税の申告をされていても課税扱いとなります。
11. 預金保険	本商品は預金保険の対象ですが、全額保護の対象ではありません。（預金保険制度により保護される他の預金と合計して、預金者1人あたり1金融機関毎に元本1,000万円までとその利息が保護されます。）
12. 指定紛争解決機関	<p>一般社団法人全国銀行協会</p> <p>連絡先：全国銀行協会相談室 電話：0570-017109</p>

金利については窓口でお問い合わせください。